



業務講習会資料 航空編 【輸入通関】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 <u>平成29年10月更新</u>

= 目次 =

◎ 輸入業務フローについて

- 輸入業務フロー(輸入ストレート貨物)
- 輸入業務フロー(輸入混載貨物)

◎ 輸入申告業務について

- 輸入申告の基本フロー
- 輸入申告事項登録呼出しについて
- 輸入申告事項登録について
- 原産地コードについて
- 輸入申告について
- 輸入申告訂正業務フロー
- 輸入申告前の訂正について
- 輸入申告後の訂正について

◎ 輸入申告に関する参考情報

- 納期限延長コードについて
- NACCSを利用した収納関連処理について
- 納付方法の入力について
- 納付方法の選択およびコード体系について
- よくある質問(口座識別等)
- NACCSにより行う関税等の納付について
- 担保に不足が生じた場合の処理
- 審査・検査について
- 輸出入者コードについて
- 海外仕出人・仕向人コードについて

◎ 貨物運送関連業務について

- 貨物運送業務について
- 保税運送申告業務について
- 【参考】貨物移動情報登録について

◎ 主な照会業務

- 輸入申告等照会について
- 輸入申告等一覧照会について
- 輸入貨物情報照会について
- 業務リンク機能について

輸出入申告関連共通業務

- 貨物取扱業務等一覧
- 他法令に係る許可・承認との連携
 について
 - 他法令に係る許可・承認との連携について
 - 輸入申告における他省庁システムとのリンク付け

輸入業務フローについて

輸入業務フロー(輸入ストレート貨物)

輸入業務フロー(輸入混載貨物)

4

輸入申告業務について

輸入申告業務の流れ

■ 輸入申告は、原則として保税地域搬入後に行います。

- IDB業務 輸入申告事項の情報呼出し
 - AWB(HAWB)番号を入力することにより、登録されている貨物情報から IDA業務で利用しうる情報を呼び出します。
 - 電子インボイス受付番号を入力することにより、インボイス・パッキング リスト情報からIDA業務で利用しうる情報を呼び出します。
 - 払い出し済みの申告番号を入力することにより、IDA業務で登録した内容 を呼び出します。

輸入申告事項登録呼出しについて

項番	申告等番号	AWB番号	電子I/V 受付番号	共通管理 番号
1	0			
2		0		
3			0	
4				0
5	0	0		
6		0	0	

他省庁業務における共通管理番号で呼出す場合に入力。一括申告する場合の呼出し識別を入力

- IDA 新規業務の呼出し
 - IDA業務画面は、申告種別を指定して呼び出します。

業務コード入力 業務コ−ド	IDA ·	①プル ②OKオ 面が	ダウンから選択します ドタン押下で対応する業務画 「展開します
種別	SID (輸入申告) SID (輸入申告) SHK (輸入(引取)申告) SHT (輸入(引取・特例)申告) SIS (蔵入等承認申請) SIW (蔵出等輸入申告) SIW (蔵出等輸入申告)		
	AID (輸入甲告) ASD (輸入中告(少額関税無税) AHK (輸入(引取)申告) AHT (輸入(引取・特例)申告) AIS (蔵入等承認申請) AIW (蔵出等輸入申告) AST (蔵出輸入(引取・特例)申告)		 輸入(引取)申告(大額/少額) 輸入(引取・特例)申告(大額/少額) 蔵入等承認申請(大額/少額) 蔵出等輸入申告(大額/少額)
			 蔵出輸入(引取・特例)申告(大額/少額)

■ IDA業務(共通部上段)の入力項目

■ IDA業務(共通部中段①)の入力項目

「貨物個数」「貨物重量」「積載機名」「入港年月日」 「取卸港」を入力した場合、貨物情報と一致している 必要があります。ただし、★の項目は、システム登録 済みの貨物情報から自動補完が可能です。また、「積 載機名」「取卸港」「積出地」は、申告時もしくは予備申 告後の本申告時に補完されます。

輸入申告事項登録について

■ 輸入貿易管理令第3条等識別 ※1

輸入管理令第3条に係る公表を行う告示に該当する場合に入力

- W: ワシントン条約付属書 I ~Ⅲに該当する輸入許可書または各種証明書 等を取得している場合
- C: 公表を行う告示三-8(通関時確認品目)の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの
- T: 公表を行う告示三-8(通関時確認品目)の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、C以外のもの
- G: 公表を行う告示三(三-8を除く)の規定により税関に提出すべき書類が ある場合
- K: その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合
- U: 輸入貿易管理令別表第1の第20号に該当するため、税関に提示する 国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を 提出する場合
- 0:その他

■ 輸入承認証等識別 ※2 (コードの一例)

詳細は事務取扱要領・業務コード集を参照のこと

- ILNJ: 外国為替及び外国貿易法関係(貿易管理サブシステムを利用)
- ILNO: 外国為替及び外国貿易法関係(貿易管理サブシステムを未利用)
- JKAJ: 事前確認(貿易管理サブシステムを利用)
- JKAK: 事前確認(貿易管理サブシステムを未利用)
- EDNO: 再輸入貨物の輸出許可番号
- FDNO: 食品届番号
- TASY: 他所蔵置許可申請
- KANS: 関税割当証明書の内容確認(システムを利用する場合)
- KANW: 関税割当証明書の内容確認(システムを利用しない場合)

(留意点)

・輸入承認等識別コードが5欄を超える場合は、記事(税関)欄へ入力 ・ILNJ・JKAJ・KANS・KANWについては他のコードに優先して入力

又はBP承認後IBPに係る輸入申告変更事項登録前に包括評価申告内容を変更したもの

INVOICE

FOB

■ ※3 インボイス価格条件コード

コード					
FOB *	DEQ				
C&I *	DDU				
C&F *	DDP				
CIF *	CFR				
EXW	CPT				
FCA	CIP				
FAS	DAP				
DAF	DAT				
DES					

表中の価格条件コードに*を付してあるいずれかのコードを入力 した場合、インボイス価格、運賃、保険、評価及び按分に関する 項目に入力した内容から課税価格が自動計算により算出される。

インボイス価格条件コードのうち、システムで課税価格算出を行うコードは、 FOB/CIF/C&F/C&Iのみです。

■ 保険入力について ※4

※入力項目の詳細は、電算関係税関業務事務処理要領 税関手続関連(海上 編)通関関係手続き 第1章 輸入通関関係手続きの該当欄を参照下さい。

■ 評価補正区分コード ※5

- 評価結論が非標準式または個別評価で補正式の入力がない場合
 - AD: 補正額を加算
 - SB: 補正額を減算
 - IP: IP是認(評価申告があるが補正なしの合)
 - DP: 手計算による課税価格の総額を入力
- 評価結論が標準式であるが、インボイス価格、運賃及び保険料の 入力により補正ができない場合
 - EXW: EXW価格
 - FOB: FOB価格
 - C&F: C&F価格
 - C&I: C&I価格
 - FAS: FAS価格

「インボイス価格条件コード」欄に「FOB」、「C&F」、「C&I」、「CIF」以外の 入力があった場合は、「DP」及び「通貨」「課税価格の総額」を入力します。

■ IDA業務(共通部下段)の入力項目

の按分係数を入力

ンボイス価格を入力

※引取申告の場合は、品目毎のイ

実行関税率表の番号及び統計細分を続けて入力 IDA業務(繰返部)の入力項目 ※関税定率法第3条第3号が適用される貨物に該当する 場合は、NACCS用の品目コードを入力 ※関税定率法第14条第18号(無条件免税)が適用される 99欄まで対応可 貨物に該当する場合は、税関が定めるコードを入力 繰返部 共通部 その場合には、「品目番号*」欄の入力内容に基づき、 /25 適切な品名を 品名欄にも入力(注) 14 ы 1 品名 原産地米 HK - R 品目番号米 903289010 < 01 楜素 (注1) 65.5 - KG 数量2 輸入令別表 数量 1 180 - NO BPR係数 運賃按分 課税価格 原産地コード ※6 原則4桁で入力 事前教示 (分類) (原産地) 関税減免税コード 関税減税額 ※「R:貨物、インボイス等により原産地が確認でき る貨物」または「N:原産地が確認できない貨物」 内消税等種別 減免税<mark>ロ</mark>ード 内消税减税額 を入力した場合は、それぞれ「WKOR」「WKON」 F2 にシステムにて自動的に変換 3 5 6 実行関税率表のNACCS用コードを入力 ※「NACCS用コード」欄に「†」及び「†1」がある場合は、 NACCS用の品目コードを入力 複数欄にわたる申告などの場合、 0~6: 基本通達21-1(普通貿易統計計上貨物) 課税価格の総額を按分するため

X:「関税率表等の分類の特例扱いについて」の限定により少額品目を一括して申告 する場合(少額合算貨物)

Y: 自国産品の再輸入貨物の場合(統計計上除外の場合は除く)

E:統計基本通達21-2(普通貿易統計計上除外貨物)に掲げる貨物に該当する場合

原産地コードについて ※6 その1

※次頁4桁目のコードのうち、「R:貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物」または「N:原産地が確認できない貨物」を現行のとおり1桁で入力した場合は、それぞれ「WKOR」「WKON」に自動的変換します。

4桁目 貨物の種類について

	入力条件				入力	可能なコ	コード	
貨物の種類	原産地証明書の 種類等	有/無	添付書類の種類	有/無	特恵用	EPA用	WTO協 定用等	原産地 証明
白国關方只	特恵用原産地証明	0	累積加工製造証明書	\circ	А			*
	特恵用原産地証明		-	-	J			*
自国関与品以外	特恵用原産地証明	\circ	累積加工製造証明書	\circ	в			*
上記特恵用識別「A」「J」及び「B」の 場合 を除く貨物	特恵用原産地証明	0	_	_	Р			*
税関長が貨物の種類または形状により、 その原産地が明らかであると認めた貨物	提出省略	-	_	_	С	6		
少額貨物扱い	-	-	-	-	Т	5		
EPA税割当品目	EPA用原產地証明書							NZ
	EPA用原產地申告書		EPAIXIMAN의크리IP가옵					*
	少額	-	EPA関税割当証明書	0		2		
	提出省略	-	EPA関税割当証明書	\circ		3		
EPAIC基づく原産地証明書または原産地	EPA用原產地証明書							NK
甲舌者がある貨物	EPA用原產地申告書		-			4		-
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	0	-	_			G	*
貨物、インボイス等により原産地が確認で きる貨物	協定用原産地証明書	×	_	_			R	
輸入割当等公表公示三-8に規定する原 産地証明書がある貨物	輸入割当等公表公示 三-8に規定する原産 地証明書	0	_	_			s	ж
原産地が確認できない貨物	-	-	-	-			N	
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	-	-	-	-	м			
原産地証明書提出猶予申請をまたは原産 地申告書類提出猶予申請を行う貨物(EPA 関税割当品目に該当しないものに限る)	- (EPA用原産地証 明書) - (EPA用原産地申 告書)	_	-	_		7		

申告等種別が「J」、「P」または「R」の場合は、「M」または「7」の入力不可

- IDC業務 輸入申告
 - IDA業務で払い出された申告番号を入力し、登録した内容を税関に申告します。

輸入申告前に訂正を行う場合

輸入申告後から許可前までに訂正を行う場合

- IDB業務 輸入申告事項の情報呼出し
 - 払い出し済みの申告番号を入力することにより、IDA業務で登録した 申告事項の情報を呼び出しますので、必要項目を訂正します。
 - 輸入申告(IDC業務)前であれば、何度でも呼出しが可能です。

- 輸入申告内容の訂正
 - IDD業務により、輸入申告(予備申告を含む)済みの申告情報を呼び 出した上、必要項目の訂正を行います。
 - IDA01業務により訂正を行うことで、申告番号に枝番が払い 出されます。
 申告訂正は9回まで実施可能です。(枝番は1から9まで)

輸入申告後の訂正は、税関へ申し出た後に実施します。

■ IDA01業務の入力項目

→IDD業務で呼び出した申告情報が、入力画面に展開するので、必要項目を訂正します。 変更不可項目は、<u>電算関係税関業務事務処理要領(税関手続関連通関関係手続き 第1</u> <u>章 輸入通関関係手続き</u>を参照

<mark>申告済</mark> た状態	みの情報が各項目に入力され で業務画面が展開します	IDA01業務送信後、申告番号の末尾 1桁が繰り上がる(枝番付与)
共通部 繰返部		
大額/小額米 田告:	等種別水 〔	申告番号米 10670996110 識別符号 1
あて先官署 1M あて:	先部門 06	申告等予定年月日 2017/07/27
輸入者 P005A5550	1000 NACCS SYOUJI CO.,LTD.	
住所	1080075 TOKYO TO MINATO KU	
	KOUNAN1-9-1	
電 話 031234567 税関事務管理人	789 	への変更のみ可能 は不可)
蔵置場所米 1A99₩	申告等予定者 17999	
輸入取引者]	
仕 出 人	ABC CO.,LTD	
住 所	AAA	BBB

- IDE業務 輸入申告変更
 - IDA01業務で払い出された申告番号を入力し、登録した内容を税関に申告します。
- IDE業務の入力項目

輸入申告に関する参考情報

- 納期限延長コード※
 - H: 包括納期限延長
 - K: 個別納期限延長
 - M:包括納期限延長個別納期限延長混在
 - A: 包括納期限延長即納混在
 - B: 個別納期限延長即納混在
 - C: 即納個別納期限延長混在
 - T: 特例申告納期限延長
 - E: 特例申告納期限延長即納混在
 - F: 即納特例申告納期限延長混在

		その他の	の内国消	費税 (注2)	
税科目	延長 種別	なし	即納	個別 納期限 延長	特例 納期限 延長
	即納			С	F
閯税实	個別 納期 限延 長	к	В	К	
(注1)	包括 納期 限延 長	Н	A	Μ	
	特例 納期 限延 長	т	E		т

(注1)関税等とは、関税、特殊関税、消費税及び地方消費税のことをいいます。 (注2)内国消費税等とは、上記、関税等以外の内国消費税のことをいいます。

- 関税等とその他内国消費税等の納付方法を延納・即納と使い分けする場合には、該当する「混在」コードを使用します。
 - 納期限を延長しない場合は入力しません。

- 納付方法
 - **直納**: 納税者が歳入代理店等において、現金に納付書を添えて納付する方法
 - MPN利用: インターネット等を通じたパソコン、携帯電話、ATM等の金融機関の各チャ ネルを利用して納付する方法
 - 申告時にMPN利用の旨、登録が必要
 - リアルタイムロ座振替: NACCSに登録済みの一般ロ座から直接振り替える方法
 ※詳細後述
- 納付方式
 - 即納方式

上記の直納、MPN利用、リアルタイムロ座による納付方式

- 納期限延長方式
 - 輸入する貨物にかかる関税、消費税等の納期限を延長することができる制度
 - 包括納期限延長: 1ヶ月分の輸入申告に係る税額をまとめて延長する方式
 - 個別納期限延長: 輸入申告の都度、納期限を延長する方式
 - 両方式とも、税関に担保を提供し、NACCSへ担保の登録が必要
 - 両方式とも、申告時に担保登録番号及び納期限延長を受ける旨、登録が必要
 - 特例申告納期限延長

納付方法の入力例

口座振替(リアルタイムロ座)を使用する場合

全科目を包括納期限延長かつMPN納付を行う場合

納期限延長 H	BP申請事由	約付方法 M 口座番号	担保番号	担保番号

関税等を包括延納(直納)、その他内国消費税等については 即納(リアルタイムロ座)を使用する場合

「納付方法識別」欄及び「口座番号」欄へ入力可能な組み合わせは以下のとおり。

納付方法 (申告等全体)	納期限 延長コード	即納する科目の の納付方法	納期限延長 科目の納付方法	口座番号欄の入力内容	納付方法 識別
即納のみ		直納	_	_	-
即納のみ		MPN	_	_	М
即納のみ		リアルタイムロ座振替	_	ロ座番号(リアルタイムロ座)	R
納期限延長のみ	н,к,м,т	_	直納	_	-
納期限延長のみ	н,к,м,т	_	MPN	_	М
即納、納期限延長混在	C,F,B,A,E		直納	_	-
即納、納期限延長混在	C,F,B,A,E	<u>MPN</u>	<u>MPN</u>	_	м
即納、納期限延長混在	C,F,B,A,E	リアルタイムロ座振替	直納	口座番号(リアルタイムロ座)	R
即納、納期限延長混在	C,F,B,A,E	<u>リアルタイムロ座振替</u>	MPN	口座番号(リアルタイムロ座)	С

■ 輸入許可通知情報の口座「G」等について

Q: 輸入許可通知情報、輸入申告控情報、及び輸入申告入力控情報の口座に出力される「G」、 「F」等の意味について教えてください。

A: 各口座識別は以下のとおりです。

F:通関業者口座(リアルタイム口座)
G:輸入者口座(リアルタイム口座)
なお、各納付方法識別は以下のとおりです。
R:リアルタイム口座
M:MPN
C:リアルタイム口座(即納科目)/MPN(納期限延長科目)

各納付識別の詳細は「電算関係税関業務事務処理要領」をご確認ください。

■ 口座番号のコード体系

■ 担保登録番号のコード体系

関税等のオンラインリアルタイムロ座(ダイレクト方式)の概要

- 関税・消費税等を一般の口座から直接振り替えを行う納付方式
 - 申告の都度、納付情報が利用口座に通知され、国庫金への振り替え処理が 行われます。
 - 使用する口座は、あらかじめNACCS上に登録をする必要があります。
 - 「リアルタイムロ座振替完了通知情報」の出力が可能(※要事前設定)実口 座が不足となった場合は、積み増しを行ったのち「リアルタイム再引落とし依 頼業務(ROW)」することで、直ちに許可を受けることが可能です(時間外執務 要請届が必要な時間帯においては当該届けが必要)。
 - 対応金融機関の口座のみ利用できます。
 対応金融機関は<u>NACCSセンター掲示板</u>をご覧ください。

リアルタイムロ座対応金融機関数

<u>81行(銀行)、195行(信用金庫)</u>

(2017年8月29日現在)

リアルタイムロ座は金融機関によりサービス提供時間・内容では異なります。 詳細は、NACCS掲示板にてご確認下さい。

- リアルタイムロ座利用時の納付処理フロー
 - ※輸入許可の際、引落し口座残高が不足している場合は、許可が保留になります。
 - 振替納付用口座に入金の上、再引き落とし依頼業務(ROW)を行います。

Oリアルタイムロ座振替完了通知情報(出力情報コード:CAF615)を出力するためには、あらかじめURK11→URK(リアルタイム ロ座帳票要否登録)業務で、出力する旨を設定しておく必要があります。(初期値は「出力しない」) 逆に設定後に、当通知情報を出力しないようにする場合の設定は、このURK11→URK業務で「出力不要」の設定を行います。

リアルタイムロ座振替完了通知情報(出力情報コードCAF615) 🔾 <u>NACCS</u>

	リアルタイムロ座振替完了通知情報	
輸入申告番号等	11012345678	通知情報は「関税」「消費税」の別に出力
□座名義人⊣─►	NACCS SHYOUJI CO.,LTD.	第6次から追加した出力項目
納付年月日 納付金額合計	2017/08/02 ¥ 29,800	・申告番号からB/L番号を補完
(本税納付金額 税関官署名 代理人コード	¥29,800 延滞税納付金額 東京 本関 1T999	・記事欄はIDAでの記事(荷主)欄の 入力内容を補完
代理人氏名 納税義務者コード 納税義務者名	NACCS TSUKAN 862345678901230000 NACCS SHYOUJI CO.,LTD.	・荷主セクションコード・荷主Ref No.は IDAでの入力内容を補完
記事 B/L番号 / AWB番号 荷主セクションコード	NAC1 HKGTYO1 234567	※本帳票は事前設定を要しますが、修正 告時のリアルタイム支払完了通知情報 (CAE6141)は自動配信です

実際の出力情報コードはCAF6151の7桁ですが、7桁目はバージョン情報です。 自動印刷・自動保存等オプション設定する際は、先頭6桁で設定して下さい。

- 個別担保の場合
 - ■担保提供を税関に申し出ます。

据置担保の場合

■ 担保回復の旨を税関に申し出て、保留解除を依頼します。

個別担保の場合、担保提供業務(TTT)後、税関の審査終了を契機に保留解除 が行われます。据置担保においては回復後、口頭で保留解除を申し出る必要が あります。

■ 申告から許可までの流れ(概要)

審査区分は3区分(簡易・書類・検査)。検査の場合、指定内容により検査種別を表すコード が付加されます。【例: 現場検査=「3R」】

なお、関係書類等についてMSX等を利用し提出は可能であるものの、原本性の確認が必要な書類が等存在する場合には、区分欄4桁目以下のコードを出力します。

- T: 審査時に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- G: 許可後に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- M: 原本性の確認が必要な書類等が審査時と許可後に必要なものが混在する場合
- Y:: 区1であって上記判定基準に当てはまらないものの関係書類提出が必要な場合

日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)・税関発給の「輸出入者コード」と、法人番号との紐付けがされている場合は、IDA等入力時に輸出入者コードで入力すると、法人番号・社名・住所等を変換出力します。 紐付けしていない場合は、法人番号・識別符号・社名・住所等を入力する必要があります。また、リアルタイムロ座・包括保険等のご利用もできませんので、お早目に、紐付けされることをお勧めします。

詳細は、講習会資料「法人番号編」をお読みください。

- 海外仕出人・仕向人コード
 - 税関発給の「海外仕出人・仕向人コード」の利用が可能です。
 - 海外の仕出人・仕向人コードは、NACCS及びFAINSで使用できます。
- コード体系
 - コードは全部で12桁です。三つの部分から構成されています。

〇仕出人・仕向人コード体系 12桁				
(例) X	0012345 XX00			
	本社(店) =「国コード(2桁)+00」、 支店等 =「国コード(2桁)+01」~「国コード+99」			
	└ 仕出人・仕向人ごとに一意の番号 (英数字の連番)			
	・識別符号(「アルファベット」(「P」を除く。))			

- 海外のAEO輸出入者について(参考)
 - 取引を行う海外の輸出入者が「AEO輸出入者」である場合には、各国の AEO輸出入者が保有するAEO相互承認用コードを当該者に確認し、日本 での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人欄に入力します。
 - AEO相互承認用コード(12桁)の体系(※発給国により異なるため税関HPで確認のこと)
 ⇒ "A"+英数字7桁+国コード2桁+数字2桁:(例)A1B34567US00

貨物運送業務について

■ 保税運送申告業務

- AWB、HAWBまたは「混載貨物確認情報登録(HPK)」業務が 未入力のMAWB単位に保税運送申告登録を行います。
 - ※ 包括保税運送承認番号を入力することにより、包括保税運送承認に 係る個別運送情報の登録となります。
 - ※ 特定保税運送者による特定保税運送についても本業務で行います。

■ 貨物移動情報登録

保税蔵置場に蔵置されている貨物に対し、同一許可内または
 総合保税地域となっている保税地域間において貨物移動情報の
 登録を行います。

■ 保税運送申告業務

- 保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録 または特定保税運送の登録を行います。
- OLT業務により貨物情報を呼び出した上、OLT01業務で申告を 行います。

保税運送申告業務について

46

NACCS

■ 保税運送申告訂正業務

- 保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報の訂正 または取消を行います。
 - 保税運送申告後承認前の訂正または取消
 - 保税運送承認後の訂正または取消
 - 運送期間延長承認の申請
- COT業務により貨物情報を呼び出した上、COT01業務で申告を 行います。

■ COT01業務の入力内容

	申告済みの情報が各項目に入力された状態で 業務画面が展開します			
処理区分米 1 🔍 保税運送申告	告番号等米 14422470850 申告先税関官署 1A 申告年月日 2017/07/27			
申告者 1T999 発送場所 1	1A99\ 運送期間 2017/07/27 から 2017/08/03 まで			
運送具 TRK 運送先 1	1M99W 搬入済 承認年月日 2017/07/27 AWB件数 1			
総個数 1 総重量	10.0 包括保税運送承認番号			
運送種別 AEO識別	延長期間終了予定年月日/_/			
記事	運送期間延長申請の場合は 必須入力			
AWB番号	個数 品名 重量 到着便名 CIF SPC 事故			
01 159 - 671905600	1 CONSOL 10.0 001234 / 27JUL			
処理の対象からAWBを除外				
02 - する場合に「X」を入力				

包括保税運送承認にかかる個別運送情報の登録/特定保税運送を除き、 訂正・取消に際しては税関の審査終了が必要となります。

■貨物移動情報登録(KAM業務)

- 保税蔵置場に蔵置中貨物に対し、同一許可内または総合保税地域となっている保税地域間(例:中部国際空港内)での貨物移動時には、 KAM業務により貨物情報を呼び出した上、KAM01業務で登録を 行います。取消を行う場合も本業務で行います。

主な照会業務

- IID業務 輸入申告等照会
 - 輸入申告等に係る情報を、照会することができます。

■ IID 輸入申告等照会 結果(共通部上段)

■ IID 輸入申告等照会 結果(共通部下段)

輸入申告等一覧照会について

■ IDI業務 輸入申告等一覧照会

■ 輸入申告等に係る手続状況等を、一覧で照会することができます。

輸入申告等一覧照会について

IDI 輸入申告等一覧照会 結果 スペース:未審査(事項登録済) Y:審杳済 N:訂正要 D:申告済 照会種別 B 照会対象日 1M あて先部門 2017/07/27 通関業者 1T999 あて先官署 06 1 /10 🕨 🔰 📋 区分 部門 手続 通関士 通関 輸入者 申告番号 蔵置場所 大少 種別 代表税番 AWB番号 欄数 06 3 D 1) 106 7099 6111 S IC 2 1T999 8634567890123-0000 9032 1A99W 1 159-90126584 (1) 照会種別コードが「A」の場合は、スペースを出力 (1) 申告等種別コードが「T」または「V」の場合は、ス (2) 照会種別コードが「B」、「C」、「D」または「E」の場合 △: 輸入等申告·申請前 ペースを出力 (搬入時申告・申請または開庁時申告・申請の旨が登録された場合の照会も含む。) 1: 輸入等申告・申請済で審査終了前 (2) 輸入等申告·申請前、輸入申告等変更前、IBP変更 2: 輸入申告等変更事項登録済で輸入申告等変更前 前または予備申告変更前の場合は、スペースを出力。 3: 輸入申告等変更済で審査終了前 ただし、航空の場合は、以下の内容を出力Z:税関届出 4: 審査終了済で輸入許可・承認前(上記1~4はBP承認申請に係るものは除く) ダメージ貨物S:移動差止め貨物 5: BP承認申請済でBP審査終了前 6: BP審査終了済でBP承認前 (3)輸入申告(沖縄特免制度)及び石油製品等移出(総) 7: IBP審査終了前 保出)輸入申告の場合は、スペースを出力 8: IBP変更事項登録済でIBP変更前 9: IBP審査終了済で輸入許可前 0: 許可·承認済 (4) 通関関係書類の原紙提出が必要な場合は、4桁目 A: 特例申告事項登録済で特例申告前 に「T」「M」「G」のいずれかを出力 B: 特例申告納期限延長申請済みで審査終了前 C: 特例申告納期限延長申請に係る審査終了済 (5) 審査区分が「△1」の場合で、通関関係書類の提出 D: 特例申告済 が必要な場合は、4桁目に「Y」を出力 (3) 照会種別コードが「F」の場合 1: 予備申告済で本申告前 2: 輸入申告等変更事項登録済で予備申告変更前 3: 予備申告変更済で本申告前

- IAW業務 輸入貨物情報照会
 - 個数・重量・仕出地等の主要項目、通関状況及び保税蔵置場への搬出 状況等を、AWB番号等単位に照会できます。

輸入貨物情報照会について

■ IAW 輸入貨物情報照会 結果(概要情報下段)

 IGS・IAWなどの照会業務により表示されたAWB番号等のうち、別の照会業務 を実施可能な場合に、その照会業務を自動起動することができます。

輸出入申告関連共通業務

蔵置中の保税貨物に行う各種業務一覧(輸入)

CHS 貨物取扱登録 (改装・仕分け)	保税地域に蔵置されている貨物に対して関税法第40条第1項に基づく(改装・ 仕分け、またはスプリット情報仕分けを行う。 本業務を行った場合は、取扱保税蔵置場の管理者により「貨物取扱確認登録 (改装・仕分)(CFS)」業務が必要となる。 また、本業務で登録した情報の取消しは、取扱保税蔵置場の管理者が本業務 で取消しを行うことができる。
CFS 貨物取扱確認登録 (改装・仕分け)	「貨物取扱登録(改装・仕分)(CHS)」業務により改装・仕分けまたはスプリット 情報仕分けされた貨物の取扱確認を行う。 また、CHS業務により仕分けた件数の変更を行う。
CHN 貨物取扱登録 (内容点検)	保税地域に蔵置されている貨物について、関税法第40条第1項に基づく「内容 点検」「その他の手入れ」を行う場合に本業務により必要事項を登録する。
CHC 貨物取扱取消 (内容点検)	CHN業務で行った登録の取消しを行う。
CHT 貨物取扱登録 (特殊貨物)	エサの供給、運動等を必要とする動物またはドライアイスの供給が必要な要冷 蔵貨物についての取扱作業を通関業等から依頼されている場合に登録を行う。 また、本業務で登録済の取扱情報の取消しを行う。 ※蔵置料金計算を行う保税蔵置場が利用する業務となる。

蔵置中の保税貨物に行う各種業務一覧(輸出入共通)

AHD 貨物取扱許可申請	保税蔵置場等に蔵置されている貨物について「見本の展示」、「簡単な加工」及び「その他こ れらに類する行為」を行う場合は、本業務により貨物取扱許可申請を行う。
AHI 貨物取扱結果通知 (貨物取扱許可申請)	「貨物取扱許可申請(AHD)」業務で登録された取扱いについて、取扱いが終了した旨を通 知する。
AHH 貨物取扱許可申請取消	システムにより行われた貨物取扱許可申請の取消し、または許可の取消しを行う。
MMA 見本持出許可申請	貨物情報が登録されている貨物を見本として一部持出す場合に申請する。 関税法基本通達32-3に規定する包括許可に係る申請はMMAの対象外であり、マニュアル による申請を行う。 見本持出申請を行った場合、簡易審査扱い(区分1)の場合は即時に、また、書類審査扱い (区分2)の場合は、税関による見本持出審査終了(MME)業務により、見本持出許可通知 情報が配信される。
MMO 見本持出確認登録	MMA業務にて許可となった見本を保税地域等から一時持出した場合は、MMO業務にてその旨を登録する。 MMA業務による持出期間終了日の2日後に情報が削除されるため、以降はMMOが実施で きなくなる点に留意する。 本業務は任意業務であるが、管理統計資料「貨物取扱等一覧データ」の一時持出年月日 に出力する必要がある場合、必須業務となる。MMO業務の取消しは、MMO業務で実施する。
MMC 見本持出取消	MHA業務を行った利用者が、税関の許可前にあらかじめ税関保税担当部門に申し出た後行う。許可後の場合は、「NACCS登録情報変更願」を税関へ提出し、税関が取り消すこととなる。 (第6次より管理資料T19・S13に取消日を反映するよう改変)

他法令に係る許可・承認との 連携について

他法令と共通管理番号について

外国から輸入される貨物の中には、国内の経済、公安風俗に影響を及ぼす貨物 について輸入の規制が行われており、これら規制対象品を輸入しようとする場合 には、他法令※の規定に基づいた許可・承認等を受けて、輸入申告時に税関 に証明しなければ輸入は許可されません。

※他法令:関税関係法令以外の法令で、輸出入に関して許可、承認等を定めたもの

そのうち、食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症法に係る手続が必要な輸入申告等について、該当手続きの許可・承認等を取得済みである旨の証明はシステムで行うことができます。 この場合は、輸入申告等と他の手続について「共通管理番号」をキーとした リンク付けをする必要があります(手順については後述)。

以下67ページまでにおいて「他法令手続き」は、ここに挙げた法律に基づく手続きのみを指すものとします。

- 食品等輸入届出を行う場合の端末設置届について
 - **厚生労働省所管の食品等輸入届出業務**をシステムで行う場合、届出を行う検疫 所宛てに『入出力装置の設置届出書』を事前に提出し、厚生労働省によるシ ステム機器登録の上、暗証記号を取得する必要があります。

詳細については「厚生労働省 | 食品衛生法に基づく輸入手続きについて」をご確認ください。

輸入申告における他法令手続きとのリンク付け

同一貨物に係る輸入申告と他法令手続とのリンク付けは、共通管理番号で 行ないますが、登録方法は次の2通りとなります。

① 輸入申告事項登録(IDA)先行

②他法令手続き(IFA他)事項登録先行

上記業務のいずれかで払い出された1件の共通管理番号で、輸入申告1件と他法令手続き最大7件 とのリンク付けが可能です。

他法令手続きの申請番号、リンク数、手続進捗状況等の確認

他法令手続きとリンク付けした共通管理番号の変更方法

【IDA(輸入申告事項登録)】入力画面

① 輸入申告事項登録の呼出しを行い、届出件数の「Y」または「2~9」を「N」に変更して送信

② 再度、輸入申告事項登録の呼出しを行い、変更する共通管理番号及び「Y」または「2~7」 を入力して送信

